

# 山梨県公報

第二千六百六十九号

平成二十三年

九月二十六日

月 曜 日

## 目次

### 告示

保安林の指定の予定(三件).....	六八七
家畜伝染病の発生.....	六八八
家畜等の移動を禁止する区域の指定.....	六八八
景観形成地域の指定の廃止.....	六八八
清里景観形成基準の決定の廃止.....	六八九
清里景観形成基本計画の決定の廃止.....	六八九
山梨県屋外広告物条例第七条第一項第三号の区域の指定.....	六八九
指定予定保安林の所在不分明通知.....	六八九
甲府及び韮崎市計画の変更案の縦覧.....	六八九
環境影響評価書準備書の縦覧.....	六九〇
環境影響評価書準備書の説明会.....	六九〇
公安委員会.....	六九一
落札者等の決定について(二件).....	六九一

## 告示

### 山梨県告示第三百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町八坂字大八坂二八八番二

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大八坂二八八番二(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 保安林の所在場所

南巨摩郡富士川町養米字北山二七八七番六

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字北山二七八七番六(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町南部字矢崎一九八六番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成二十三年九月二十六日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	二	北杜市長坂町日野	平成二十三年八月二十三日

山梨県告示第四百二号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十二年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十三年九月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 指定区域

北杜市長坂町長坂上條（十二曲、酒呑場、長大地、西久保、龍僧、大日向、宮久保、西新井、灰山、向田、藤塚、西田、蟻塚、東田、西村、東村、中村、錨田、狐窪及び牛池の地域に限る。）、北杜市長坂町中丸（祭の神、居久保、中原、細久保、古屋敷、城山上、堂久保、赤子坂、深沢十二曲、下深沢、花水及び腰巻の地域に限る。）、北杜市長坂町洪沢（鬼坂、大久保、池之窪、和田、大日影、神田、寺前、清水、上町、油田、西屋敷、前田中町、外久根、社宮寺、赤羽根、下町、山本、佃、室久保、下原、宮川及び関下の地域に限る。）、北杜市長坂下条（北村、西久保、新居、紺夜、龍角、牛巻、前田道上、相吉、向原、清水頭、古更、上松、相吉窪及び下屋敷の地域に限る。）、北杜市長坂町日野（池平、下日野、片瀬、上日野、姥久保及び日野原の地域に限る。）、北杜市長坂町塚川（山寺平、原町、上久通、鍛冶屋森、原久通及び大之田の地域に限る。）、北杜市白州町花水（祭の神、本村、城山、中原、前田、大堂、押野及び花水の地域に限る。）、北杜市白州町台が原（大清水、大久保、中台、泰木田、細田、大畑、古屋敷、長畑、屋敷、向田、西裏、坂下、根屋敷、向山、曲足、知見寺、西久保及び花水の地域に限る。）及び北杜市武川町三吹（上三吹、富貴野、古川、后川原、中新田、御崎、宮の前、仁田々、門脇、宮間田、向山坂上、由田、新左門門原、尾崎、西久保及び前山の地域に限る。）、

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定期間 平成二十三年八月二十三日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第四百三号

景観形成地域の指定（平成五年山梨県告示第二百六十九号）は、平成二十三年十月一日をもって廃止する。

平成二十三年九月二十六日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第四百四号

清里景観形成基準の決定（平成五年山梨県告示第二百七十号）は、平成二十三年十月一日をもって廃止する。

平成二十三年九月二十六日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第四百五号

清里景観形成基本計画の決定（平成五年山梨県告示第二百七十一号）は、平成二十三年十月一日をもって廃止する。

平成二十三年九月二十六日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第四百六号

山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第七条第一項第三号の規定により、次のとおり区域を指定し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十六日

山梨県知事 横内 正明

平成二十二年北杜市告示第七十一号により告示された北杜市景観計画において、田園集落景観形成地域として区分された区域

公 告

● 指定予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年九月二十六日

指定予定保安林の所在場所及び通知の相手方 山梨県知事 横内 正明

指定予定保安林の所在場所

通知の相手方

南巨摩郡早川町大原野字六呂沢一三九二の一

深澤すゑ子

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 指定予定保安林の告示

平成二十三年九月一日山梨県告示第三百六十八号

● 甲府及び韮崎市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年九月二十六日

山梨県知事 横内 正明

一 都市計画の種類

甲府及び韮崎市計画道路

(三・四・百六号 甲府外郭環状道路北区間)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県国土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

- 甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課
  - 甲府市宝二丁目八番十九号 甲府市都市計画課
  - 甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市都市計画課
  - 韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市建設課
  - 南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市都市計画課
  - 笛吹市石和町市部八百九番地一 笛吹市まちづくり整備課
  - 甲府市緑ヶ丘一丁目十番一号 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所
  - 甲府市丸の内一丁目八番十七号 山梨県県民情報センター
- 四 縦覧期間  
平成二十三年九月二十六日から同年十月二十六日まで

● 環境影響評価書準備書の縦覧

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該環境影響評価準備書及び要約書を縦覧に供する。なお、当該環境影響評価準備書について、知事に対し、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

平成二十三年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画決定権者の名称

山梨県

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

1 名称 都市計画道路甲府外郭環状道路北区間

2 種類 一般国道の改築

3 規模 道路延長約十五キロメートル

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

甲府市及び甲斐市（縦覧に供される図書に明示する部分に限る。）

四 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

甲府市、甲斐市、韮崎市、南アルプス市及び笛吹市

五 縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課

甲府市宝二丁目八番十九号 甲府市都市計画課

- 甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市都市計画課
  - 韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市建設課
  - 南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市都市計画課
  - 笛吹市石和町市部八百九番地一 笛吹市まちづくり整備課
  - 甲府市緑ヶ丘一丁目十番一号 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所
  - 甲府市丸の内一丁目八番十七号 山梨県県民情報センター
- 2 期間及び時間  
この公告の日から平成二十三年十月二十六日までの山梨県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 六 意見書の提出期限、提出先及び記載事項
- 1 提出期限 平成二十三年十一月九日
- 2 提出先  
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課  
甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課  
甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課
- 3 記載事項  
意見を提出しようとする者の氏名及び住所、環境影響評価準備書の名称並びに環境の保全の見地からの意見

● 環境影響評価書準備書の説明会

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十七条第二項の規定により、次のとおり説明会を開催する。

平成二十三年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

説明会の開催を予定する日時及び場所

日 時	場 所
平成二十三年十月五日 午後七時より	甲府市北部市民センター 甲府市湯村三丁目五番二十号
平成二十三年十月六日 午後七時より	甲斐市敷島総合文化会館 甲斐市島上条千二十番地

平成二十三年十月七日 午後七時より	甲斐市双葉ふれあい文化館 甲斐市下今井二百三十番地
平成二十三年十月十一日 午後七時より	甲府市東部市民センター 甲府市和戸町九百五十五番地一

## 公安委員会

### ● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十三年九月二十六日

山梨県警察本部長 唐 木 芳 博

#### 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

平成二十三年度KAIシステムサーバ 一式

#### 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部警務部情報管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

#### 三 落札者を決定した日

平成二十三年八月二十六日

#### 四 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地

#### 五 落札金額

四千二百七十万二千元

#### 六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十三年七月十四日

### ● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十三年九月二十六日

山梨県警察本部長 唐 木 芳 博

#### 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

平成二十三年度KAIシステム機器 一式

#### 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部警務部情報管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

#### 三 落札者を決定した日

平成二十三年八月二十六日

#### 四 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地

#### 五 落札金額

九千九百六十九万三千六百元

#### 六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十三年七月十四日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番